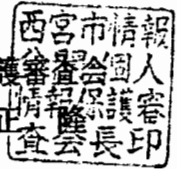




答 申 第 50 号
平成19年 6月 1日
(2007 年)

西宮市議会議長 様

西宮市情報公開・個人情報保護
会 長 中 山 正



西宮市情報公開条例第15条第2項の規定
に基づく諮問について（答 申）

平成18年(2006年)7月28日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答申
します。

答 申

第1 審査会の結論

「西宮市議会会派政新会及び蒼志会の、政務調査費交付申請書、収支報告書、会計帳簿、証拠書類等、全ての収支に関する情報（2004年度）」中、「会計帳簿及び証拠書類等」を「不存在」とした処分を取消し、改めて公開の可否についての決定を行なうべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成18年2月13日に「西宮市議会会派政新会及び蒼志会の、政務調査費交付申請書、収支報告書、会計帳簿、証拠書類等、全ての収支に関する情報（2004年度）」の公開を実施機関、西宮市議会議長に請求したが、平成18年2月27日付けで実施機関から「会計帳簿及び証拠書類等」（以下「本件文書」という。）を「不存在」とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は決定を不服とし、平成18年4月24日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書で概要、次のように主張している。

- (1) 実施機関は、本件文書が「議会の職員でない議員が、自発的に結成した会派の経理責任者が作成し、保管しているもの」であるため、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定された「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関の保有するもの」に該当しないとして、「不存在」の決定を行った。
- (2) しかし、これは不存在の理由とはならない。政務調査費は「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）」第5条に「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定されており、その適否を判断すべき資料が本件文書である。また「西宮市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「政務調査費規則」という。）」第8条では「政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。」と規定され、本件文書が存在することは明らかである。

- (3) よって、本件文書は条例及び規則に規定されて公文書であることは疑う余地はなく、各会派の経理責任者が保管していることを理由に、「不存在」とした実施機関の決定は条例及び規則の解釈を誤ったものであるため、決定を取消し、本件文書を公開すべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、「本件文書」を「不存在」とした処分について、処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 経過

- (1) 平成18年2月11日、申立人は実施機関、西宮市議会議長に対して、情報公開条例第5条の規定に基づき、「本件文書」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「本件文書」を「不存在」とする処分決定を行い、平成18年2月27日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成18年4月24日、申立人は、本件処分を不服として、情報公開条例第15条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 本件処分の理由等

- (1) 申立人から請求のあった「本件文書」は、政務調査費条例第6条により定められた各会派の経理責任者が、政務調査費規則第8条の規定により保管している文書である。
- (2) 本件文書が公文書であるためには、情報公開条例第2条第2号の規定により、実施機関である議会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、当該実施機関である議会が保有していることが必要です。
- (3) 政務調査費は、政務調査費条例及び同規則に定める手続に従い会派に交付され、当該文書の作成、整理、保管についても会派においてその経理責任者により行なわれています。この会派は、市議会内において活動を共にするために議員が自発的に結成した団体であり、市議会の議事運営に重要な役割を果たしているものではありませんが、議会の機関ではなく、議会の長である議長からは独立して存在する団体です。
- (4) よって、「本件文書」は議会の職員ではない議員が各会派の経理責任者として作成し、各会派において使用及び保管を行なっているものであり、実施機関の職員が職務上作成、又は取得したものではないため、公文書に該当しないことから、「不存在」の決定を行なったものです。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第2-1に記載した「本件文書」である。

2 不存在の決定に対する検討と判断

本件文書は、政務調査費条例及び同規則に定められた文書であることから、物理的には存在することが明らかであるため、本審査会は本件文書が情報公開条例第2条の公文書に該当するか否かについて判断を行なった。

(1) 実施機関の説明のとおり、本件文書が情報公開の対象となる公文書であるためには、実施機関である議会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、当該実施機関である議会が保有していることが必要である。(情報公開条例第2条2号)

(2) 政務調査費は、政務調査費条例第5条で「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定され、第7条では経理責任者は政務調査費に係る収支報告書を作成し、議長に提出すること、政務調査費規則第7条には、議長は提出を受けた収支報告書の写しを市長に送付すること、第8条には、経理責任者は政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を5年間保管することが定められている。

(3) 本制度の趣旨は、議員の政治活動の独立性、自主性を保障するためのもので、市長による干渉をできるだけ少なくするためと説明されている。この制度趣旨は重要なものとして理解できるものの、一方で、公金の費消については適切に行われなければならない、その証拠の確認ができることにより透明性が確保されることも重要な要請である。

上記各規定を検討すると、「収支報告書」が議長に提出されることが義務付けられているが、これを証する証拠書類について直接の提出義務が定められていない。この関係は、収支報告書の提出を受けた議長は、適切な使用について確認し、必要に応じて証拠書類の確認もできることが当然の前提となっており、議長は経理責任者に対して会計帳簿と証拠書類の提出を求めることができることは当然予想された規定であると解される。

なお、収支報告書の提出が義務付けられている以上、会計帳簿、証拠書類の提出を求めることが制度趣旨に反するとは考えられない。

また、条例・規則が、経理責任者に収支報告書の提出と会計帳簿、証拠書類の作成保管を定めているのは、その限りにおいて「職員」として公文書の作成を義務付けたものと言うことができる。従って、本件文書は公文書と認められる。

- (4) よって本件を検討すると、実施機関が「不存在」とした会計帳簿及び証拠書類については、公文書であると認められ、かつ現に経理責任者のもとに保管されていることは明らかであるから、議長が所持していないとの一事をもって不存在とするのではなく、議長において経理責任者に提出を求め、その結果により公開の可否を決定すべきである。

第5 結 論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。
なお、審査の経過は別紙のとおりである。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成18年7月28日	—	諮問書を受領
平成19年1月15日	第132回審査会	実施機関から意見聴取
平成19年2月8日	—	異議申立人の意見書を受領
平成19年2月16日	第133回審査会	異議申立人の意見聴取
平成19年3月5日	第134回審査会	答申案の検討審議
平成19年4月13日	第135回審査会	答申案の検討審議
平成19年5月14日	第136回審査会	答申案の検討審議
平成19年6月1日	—	答 申